

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

長 嶋 義 貴

目 次 —前号よりつづく—

6. 連結の Merit
7. 株式取得と連結時点
 - (1) 段階法について
 - (2) 一括法について
 - (3) 段階法と一括法による連結計算
8. 連結調整勘定の本質
 - (1) 連結差額の発生原因について
 - (2) 連結差額の本質的処理について

6. 連結の Merit

ある会社が他社の株式を取得したり、新規に会社を設立し持株関係 (Holding Relation) を通じて、それらの会社に対する支配権を獲得すると、そこに、いわゆる支配従属関係¹⁾ (Dominating Control of a parent) が形成される。

連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements) は上記のような持株関係を通じて二つ以上の会社間に支配従属関係が成立した場合にその支配会社 (Holding Company) の側において作成される決算報告書である。

持株によって他社に対する支配権を獲得したり子会社 (Subsidiary) を新設したりする目的は事業拡張や子会社をして新規事業を行なわしめる等が考えられるが、他社を自社の支配下に収めた場合、なぜ財務諸表 (Financial Statements) の連結 (Consolidated) が必要なのであろうか。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

仮に新規事業を行なう場合、当該事業を既存の自社組織内に含めて行なうならば、そのための経営財産は既成の自社財産に加算されて従来の個別財務諸表 (Unit Financial Statements) の作成をもって足りるであろう。

しかし自社が支配下に収めた子会社をして新規事業を行なわしめる場合には、それらの事業財産の一切が自社の財務諸表に記載されず、その全てが別法人である子会社の財務諸表に表示 (Exhibit) されることとなり支配会社である自社財務諸表には単に子会社に対する出資額 (Investment) を示す投資勘定 (Investment Account) の科目で記載されるにとどまる。

したがって、かかる状態 (Condition) の支配会社財務諸表 (Holding Company Financial Statements) を通じては関係会社 (Affiliated Company) を含めた明瞭な経営成績 (Results operations) 及び財政状態 (Financial Condition) を表示することはできない。

そこで支配会社貸借対照表 (Holding Company Balance Sheet) に計上される投資勘定に代えて子会社の財産を加算することによって支配会社と子会社を総合した財政状態が表示されることになる。

わが国の連結意見書は、これについて、「連結財務諸表作成の目的は、単一の組織体としての経営成績及び財政状態を真実公正に且つ明瞭に報告することである²」とのべている。

フィニー (H.A. Finney) 教授は連結の目的について次のようにのべている³。「持株会社の財務諸表は投資勘定が主で、その実体が不明であるという理由のほかに連結会社 (Consolidated Company) の個別財務諸表を、そのまま合計したのでは少数株主持分 (Minority Interest) が不明になるためである」と。

次に設例を以って示す。

〔例 I〕 支配会社貸借対照表 (A表-1) と子会社貸借対照表 (A表-2) は次のとおりである。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

A表-1 支配会社貸借対照表

資産	金額	負債・資本	金額
諸資産	1,000	諸負債	200
投資勘定	700	資本金	1,200
		剰余金	300
	1,700		1,700

A表-2 子会社貸借対照表

資産	金額	負債・資本	金額
諸資産	800	諸負債	100
		資本金	500
		剰余金	200
	800		800

上記 A表-1 と A表-2 を連結すると次のB表のようになる。

B表 連結貸借対照表

資産	金額	負債・資本	金額
諸資産	1,800	諸負債	300
		資本金	1,200
		剰余金	300
	1,800		1,800

A表-1 および A表-2 の個別貸借対照表 (Unit Balance Sheet) においては、それぞれ支配会社と子会社の財政状態を別個に表示するに止まる。

そこで両者を結合してB表の連結貸借対照表 (Consolidated Balance Sheet) を作成することによって企業の利害関係者 (Interests) に対して企業集団全体の財務的情報 (Financial Information) を提供するとともに、さらに次のようなメリット (Merit) を期待することができる⁴⁾。

- (1) 支配従属関係にある会社の財務諸表監査 (Financial Statements Audit) の充実、改善に寄与する。
- (2) 企業課税の実質的合理化に寄与する。——合同税務申告制度 (Consolidated Returns System) の実施——
- (3) “支配的立場にある会社” (Dominant Company) の経営者に対して経営管理上の必要な情報を提供する。

また、他に連結を実施することによって、連結する子会社が赤字会社でない限

連結財務諸表における会計上の諸問題（2）

り投資家における投資価値が上昇することになり収益性の高い優良子会社を支配下におく会社は連結による企業評価が定着するにつれて株価水準を高める要因ともなり、会社および投資家の両者に対して大きなメリットをもたらす結果となるのである。

例えば、ここに甲社（資本金 150億円、利益30億円）があり、同社は乙社（資本金50億円、うち26億円は甲社出資、利益20億円）を子会社として支配している。

甲社の株式は額面 50 円、甲社自体の計算によると 1 株当たりの利益は 10 円である。

しかし、甲、乙両社を連結すると乙社利益20億円は、甲社に帰属する持分として10億4千万円、少数株主持分として9億6千万円、に分けられ、これに連結決算をほどこすと甲社利益は40億4千万円となり、1 株当たりの利益は13円47銭（円未満四捨五入）となる。

このように連結することにより投資価値の上昇を期待することができるのである。

7. 株式取得と連結時点

他社の発行済株式総数の過半数（Majority）を一度の取得によって達成した場合の連結会計については省略⁵⁾し本稿では他社の株式を 2 度以上にわたって取得し、数回めの株式取得の時点において過半数に達したというケース（Case）の連結会計上の処理について若干の検討を試みたいと思う。

周知のごとく、わが国では 2 社間に支配従属関係が存在するか否かの判定について発行済株式総数の過半数所有の基準（Standard）を採用しているが他社の発行済株式総数の全部又は「その過半数獲得を 1 度の取得によって達成したのであれば、「株式取得時点」と「支配獲得時点」とは同時点となるので何ら問題は生じない。」

しかし、2 度以上にわたって株式取得が行なわれ何度かの株式買増の結果、持

連結財務諸表における会計上の諸問題（2）

株数が過半数に達した場合には、どの時点から両社の財務諸表を連結するかが問題となるであろう。

すなわち支配会社の投資勘定と子会社の資本勘定（Capital Account）とを相殺消去する時点を株式取得時に求めるか、あるいは持株数が過半数に達した時点とするかによって連結剰余金（Consolidated Surplus）の額に影響を与えることになるからである。

わが国の連結意見書注解は次のように定めている^⑨。

「支配会社の投資勘定と、これに対応する従属会社の資本勘定との相殺消去は支配会社による従属会社の株式取得日を基準として行なうのが原則である。しかし、取得日基準による相殺消去の方法は、取得が2度以上にわたる場合には取得日ごとに段階的に相殺消去を行なう必要が生ずる。……取得日基準による段階的相殺消去の方法は連結計算を複雑にする点もあるので株式取得によって従属会社に対する支配関係が成立する以前における株式の取得については取得日基準によらず支配獲得日を基準として一括して相殺消去を行なうことができるものとする……」傍点筆者。

すなわち、わが国では2度以上の株式取得によって支配獲得をした場合の連結基準（Consolidated basis）として支配権獲得に達する以前は株式の取得日基準によることを原則とし、例外として連結計算を複雑にする点もあるという理由から取得日基準によらず支配獲得日を連結の基準とすることが可能のこととしている。

株式取得のたびに段階的に支配会社持分（Holding Company equity）を計算し子会社の資本勘定と相殺消去する方法を段階法といい、支配獲得日に一括して相殺消去する方法を一括法といっている。

以下、段階法と一括法について検討する。

（1）段階法について

段階法（Step-by-step Method）は持株数が過半数に達する以前の株式取得の段階においても、株式取得のための投資額と持分額との差額を連結調整勘定

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

(Consolidated reconciliation accounts) で処理し、それぞれ株式取得以後に生じた剰余金は連結剰余金勘定 (Consolidated Surplus accounts) で処理する方法である。

すなわち、支配会社の投資勘定と子会社の資本勘定の相殺消去は、支配会社による子会社株式の取得日を基準として行なうべしと主張するものである。

元来、投資のための支出額は、その時点の相手会社（子会社となるべき会社）の資本勘定の内容によって決定されるところのものであるから投資額と相手会社の資本勘定に対して持つ持分額との差額（連結調整勘定）は、当然株式取得時点において処理されるべきであるとするところに段階法の論拠を見い出すことができる。

しかし、支配獲得以前の株式取得の段階において子会社の利益のうち支配会社持分比率 (Holding Company equity ratio) に対応する額を支配会社持分に参加させることは、現行法規上における収益の認識基準である実現主義 (realization Principle) に背反する結果になりかねない。

けだし、少なくとも投資勘定の評価法 (Valuation Method) として“完全なる実価法” (Perfect actual value method) を認めるべき法規上の改正を見ない限り段階法による連結会計処理には論理的に一点の矛盾をいだかざるを得ない。

しかし、支配権獲得後に行なう株式取得については、むしろ段階法によって処理することが合理的である。

わが国においては、既述のごとく支配獲得以前の株式取得に対しては段階法によって処理することをたてまえとし、一括法は、その便法として認められているにすぎない。

これについては若干の議論のあるところである。

(2) 一括法について

一括法 (Lump sum Method) は、支配獲得以前に行なわれる株式取得ごとの支配会社持分計算は一切行なわず、支配獲得日における支配会社持分にもとづいて一括的に連結相殺消去をする方法である。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

周知のように、わが国においては一括法を段階法に対する便法としているにすぎないが、それをもって決して一括法が段階法に劣ることを実証する論拠とはなり得ない。

むしろ、支配獲得日以前における株式取得の段階に連結計算を実施することの方が現行法規上認容しがたいものであることは既に述べたとおりである。

しかし支配獲得日以後における株式買増しに対しては一括法によらず段階法によることの方が合理的であることもすでに述べたとおりである。

わが国の連結意見書注解には「……支配獲得日以後において、さらに株式の買増しが行なわれた場合には段階法を適用すべきであるが一括法を適用した場合と連結計算の結果が著しく相違しない場合には一括法によることを妨げない⁷⁾」として事実上、企業の任意選択の形をとっている。

また、アメリカ連結会計においては、支配獲得日以前の株式取得も将来過半数株式を取得する目的のもとにおける少数株式取得であるならば、株式取得ごとに連結計算を行ない、さらに確実であるならば発生利益を支配会社持分に参加させることも正当であるとして段階法による処理を主張している⁸⁾。

(3) 段階法と一括法による連結計算

1度の株式取得によって支配権を獲得した場合の連結計算においては何等の問題も生じないが、何度かの株式取得の後に支配獲得をした場合の連結計算については段階法又は一括法のいずれによるかで連結剰余金の額に影響を与えることは既述のとおりである。

〔設例Ⅱ〕 A, B両社の昭和42年9月30日現在における個別貸借対照表は下記のとおりである。

A社が次の過程でB社株式を取得した。よって(イ)段階法と(ロ)一括法によって連結精算表を作成せよ。

- ① 昭和42年10月1日にA社はB社株式の30%を ¥40,000 で取得した。
- ② 昭和42年10月1日から同46年9月30日に至る間に、A社は ¥ 25,000、B社は ¥ 15,000 の利益を、それぞれ計上した。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

③ 昭和46年9月30日にA社はB社株式の30%を ¥41,500 で取得した。

(注) 昭和42年10月1日から、同46年9月30日までの間、株式取得のほか、A・B両社間に何の取引もなかったものとする。

貸借対照表

A社 昭和42年9月30日

資産	金額	負債・資本	金額
諸資産	250,000	諸負債	50,000
		資本金	120,000
		利益剰余金	80,000
	<u>250,000</u>		<u>250,000</u>

貸借対照表

B社 昭和42年9月30日

資産	金額	負債・資本	金額
諸資産	150,000	諸負債	30,000
		資本金	70,000
		利益剰余金	50,000
	<u>150,000</u>		<u>150,000</u>

(1) 段階法による連結計算

段階法によれば、支配獲得以前の昭和42年10月1日にA社がB社株式の30%を取得した時点で第1回めの連結計算を行なうことになる。

しかし、実際は昭和42年10月1日の時点においてA社はB社株式の30%しか所有しておらず、当該時点での連結計算は既述のごとく多少の矛盾をのこすが、かりにA社の2度にわたるB社株式の取得が当初からの計画によるものである場合に限って昭和42年10月1日の1度めのB社株式の取得時点において、連結計算を行なうことの妥当性が見い出せるものである。

第1回連結計算…昭和42年10月1日、B社株式の30%を ¥40,000 で取得した。

連結精算表

昭和42年10月1日現在

勘定科目	貸借対照表		連結相殺消去		連結貸借対照表
	A社	B社	借方	貸方	
諸資産	210,000	150,000			360,000
B社投資	40,000			40,000	
連結調整 a/c			4,000 ³⁾		4,000
	250,000	150,000			364,000

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

諸 負 債	50,000	30,000			80,000
資 本 金(A)	120,000				120,000
(B)		70,000	21,000 ¹⁾		(少)49,000 ⁴⁾
利益剰余金(A)	80,000				80,000
(B)		50,000	15,000 ²⁾		(少)35,000 ⁵⁾
	250,000	150,000	40,000	40,000	364,000

- (注) 1) $\text{¥}21,000 = \text{¥}70,000 \times 0.3$
 2) $\text{¥}15,000 = \text{¥}50,000 \times 0.3$
 3) $\text{¥}4,000 = \text{¥}40,000 - (\text{¥}21,000 + \text{¥}15,000)$
 4) $\text{¥}49,000 = \text{¥}70,000 - \text{¥}21,000$
 5) $\text{¥}35,000 = \text{¥}50,000 - \text{¥}15,000$

第2回連結計算…昭和46年9月30日、B社の30%を¥41,500で取得した。

連 結 精 算 表

昭和46年9月30日現在

勘定科目	貸借対照表		連結相殺消去		連結貸借対照表
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	
諸 資 産	193,500 ¹⁾	165,000			358,500
B 社 投 資	81,500			{40,000 41,500}	
連結調整 a/c			{4,000 (1,000 ²⁾)		5,000
	275,000	165,000			363,500
諸 負 債	50,000	30,000			80,000
資 本 金(A)	120,000				120,000
(B)		70,000	{21,000 21,000}		(少)28,000 ⁶⁾
利益剰余金(A)	105,000			4,500	109,500
(B)		65,000	{15,000 ³⁾ 19,500 ⁴⁾ 4,500 ⁵⁾		(少)26,000 ⁷⁾
	275,000	165,000	86,000	86,000	363,500

- (注) 1) $\text{¥}193,500 = \text{¥}210,000 - \text{¥}41,500 + \text{¥}25,000$
 2) $\text{¥}1,000 = 41,500 - (\text{¥}21,000 + \text{¥}19,500)$
 3) $\text{¥}15,000 = \text{¥}50,000 \times 0.3$
 4) $\text{¥}19,500 = \text{¥}65,000 \times 0.3$
 5) $\text{¥}4,500 = \text{¥}15,000 \times 0.3$
 6) $\text{¥}28,000 = \text{¥}70,000 - (\text{¥}21,000 + \text{¥}21,000)$
 7) $\text{¥}26,000 = \text{¥}65,000 - (\text{¥}15,000 + \text{¥}19,500 + \text{¥}4,500)$

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

以上、段階法による連結計算によれば昭和46年9月30日の連結剰余金は￥109,500であり、同時に連結調整勘定は￥5,000となる。

(ロ) 一括法による連結計算

一括法によれば、何度かの株式取得の後に支配獲得をした場合、支配獲得以前の株式取得の時点においては連結に関する何等の会計処理も行なわない。

〔設例Ⅱ〕において、A社が昭和42年10月1日にB社株式の30%を取得しているが、支配獲得の過半数所有の状態にはいたっていないので当該時点において連結計算は行なわない。

すなわち、昭和46年9月30日の2度めの株式取得の時点において、一度にB社株式の過半数を取得したかのごとく考えて、一括して連結計算を行なうのである。

連結精算表

昭和46年9月30日現在

勘定科目	貸借対照表		連結相殺消去		連結貸借対照表
	A社	B社	借方	貸方	
諸 資 産	193,500 ¹⁾	165,000			358,500
B 社 投 資	81,500			81,500	500
連結調整 a/c			500 ²⁾		
	275,000	165,000			359,000
諸 負 債	50,000	30,000			80,000
資 本 金(A)	120,000				120,000
(B)		70,000	42,000		(少)28,000
利益剰余金(A)	105,000				105,000
(B)		65,000	39,000		(少)26,000
	275,000	165,000	81,500	81,500	359,000

(注) 1) $¥193,500 = ¥250,000 - 81,500 + ¥25,000$

2) $¥500 = ¥81,500 - (¥42,000 + ¥39,000)$

以上、一括法による連結計算を例示したが特に留意すべき点は、A社がB社に

連結財務諸表における会計上の諸問題（2）

対する支配権を獲得した時点は昭和42年10月1日の30%取得を経て昭和46年9月30日の30%取得をもって達成したものであり、一括法の考え方は、あたかも昭和46年9月30日の一時点にA社がB社株式の60%を取得したかのように連結計算を行なうことである。

したがって、昭和46年9月30日における段階法による連結計算ではB社利益￥15,000のうち30%に相当する￥4,500が連結剰余金としてA社剰余金に加算されるが、一括法による連結計算ではB社に連結剰余金は発生せず逆に段階法によって発生した連結剰余金￥4,500の金額だけ連結調整勘定の金額が少なくなるのである。

また、支配獲得以後の連結計算においては原則として段階法によって行なうこと前提として考えた場合、このような差異は生じない。

8. 連結調整勘定の本質

（1）連結差額の発生原因について

ある会社が他の会社の株式を取得した場合その取得した会社の取得時における投資勘定（株式取得のための支出額）の金額と株式を取得された会社の同時点における資本勘定に占める持分額との間に生じた差額は連結調整勘定において処理することとしている。

これについて我が国の連結意見書は次のように規定している。

「支配会社の投資勘定の金額が株式取得または支配獲得時における従属会社の資本勘定に占める支配会社の持分額より多い場合には、その差額を連結調整勘定として連結貸借対照表の借方に記載する。⁹⁾」

また「支配会社の投資勘定の金額が株式取得又は支配獲得時における従属会社の資本勘定に占める支配会社の持分額より少ない場合には、その差額を連結調整勘定として連結貸借対照表の貸方に記載する。¹⁰⁾」

以上のように我が国では差額が貸借いづれに生じても、ともに連結調整勘定において処理することを求めていた。当初、わが国の連結意見書は仮案の形で企業

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

会計審議会から発表された。

その中で特に貸方差額について、現行連結意見書五の3のただし書きとして次のように記されていた。

「……ただし、その差額が多額である場合には、その原因を考慮して減価償却引当金その他の評価性引当金を設定し、これに対応する資産勘定から控除する方法で記載する」と。

このただし書きによる規定は「連結調整勘定の発生原因別分析の思想であり、そのいくつかある見解のなかで仮案はアメリカ連結会計に、その範を求めたと思われる¹¹⁾」

かかる思想は財産評価基因説¹²⁾をとろうとしたものと考えられる。

次に現行連結意見書五の2について例示する。

〔設例Ⅲ〕 下記のような財産状態の甲会社が乙会社株式全部を￥200,000で取得した。よって連結のための仕訳および整理を行ないなさい。

甲会社 貸借対照表

資 産	金 額	負債・資本	金 額
諸 資 産	800,000	請負債	200,000
		資本金	500,000
／		利益剰余金	100,000
	<u>800,000</u>		<u>800,000</u>

乙会社 貸借対照表

資 産	金 額	負債・資本	金 額
諸 資 産	300,000	請負債	140,000
		資本金	100,000
／		利益剰余金	60,000
	<u>300,000</u>		<u>300,000</u>

〔解答〕

連結消去仕訳

(借) 乙会社資本金	100,000	(貸) 投資勘定	200,000
乙会社利益剰余金	60,000		
連結調整勘定	40,000		

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

連 結 精 算 表

昭和〇年×月×日

勘定科目	貸借対照表		連結相殺消去		連結貸借対照表
	甲会社	乙会社	借 方	貸 方	
諸資産 乙会社投資 連結調整 a/c	600,000	300,000			900,000
	200,000		40,000 ¹⁾	200,000	40,000
	800,000	300,000			940,000
諸負債 資本金(甲) (乙)	200,000	140,000			340,000
	500,000				500,000
		100,000	100,000		
利益剰余金(甲) (乙)	100,000	60,000	60,000		100,000
	800,000	300,000	200,000	200,000	940,000

(注) 1) $\text{¥}40,000 = \text{¥}200,000 - (\text{¥}100,000 + \text{¥}60,000)$

次に現行連結意見書五の3について例示する。

〔設例Ⅲ〕において、甲会社が乙会社株式全部を $\text{¥}140,000$ で取得したとして連結のための仕訳および整理を行ないなさい。

〔解答〕

連結消去仕訳

(借) 乙会社資本金	100,000	(貸) 投資勘定	140,000
乙会社利益剰余金	60,000	連結調整勘定	20,000

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

連 結 精 算 表

昭和〇年×月×日

勘定科目	貸借対照表		連結相殺消去		連結貸借対照表
	甲会社	乙会社	借 方	貸 方	
諸 資 産 乙会社投資	660,000	300,000			960,000
	140,000			140,000	
	800,000	300,000			960,000
諸 負 債 資 本 金(甲) (乙)	200,000	140,000			340,000
	500,000				500,000
	100,000	100,000	100,000		100,000
利益剰余金(甲) (乙)		60,000	60,000		
	100,000			20,000 ¹⁾	20,000
連結調整勘定	800,000	300,000	160,000	160,000	960,000

(注) 1) $\text{¥}20,000 = (\text{¥}100,000 + \text{¥}60,000) - \text{¥}140,000$

以上、例示のように我が国の連結意見書はその差額を連結調整勘定に記載すべきことを規定しているが、会計処理の規定にのみとどまらずムーニツ(Maurice Moonitz) 教授の言われるごとく連結差額の本質を究めることは、連結会計処理の決定論拠ともなる重要なことである。

「従属会社に対する投資を取得するに要した現金支出と取得した持分の簿価とが等しくならないのは、つきのいずれかの事情による結果である¹³⁾」とムーニツ教授はのべている。

- (a) 購入に伴って損益が発生する。
- (b) 子会社の特定資産ないし負債の会計に誤りがあるか、あるいは子会社特定資産の価値 (Value) に増減が生じてはいるが、この事実は、まだ記録されていない。
- (c) 繼続企業としての子会社の簿価 (Book value) と、その市価 (Market value) との間に特定項目へ割り当てえない金額のひらきがある。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

(a)は、いわゆる差額損益観 (Gain—or—loss version of the discrepancy) に立つもので現金原価が簿価を超える場合には親会社は購入に際して損失をこうむったものを考えることができ、逆に簿価以下の金額で取得した場合とは、それに利益が発生したものと考えることができる。

しかし、購入時に損益の発生を認めない会計慣行が、かなり深く根をおろしていることから、この説を無条件には認めることはできない。

(b)は、差額の発生原因が子会社財産に対する不適切な評価に基因するものとしている。

たとえば、好ましからざる減価償却、勘定記入を怠っている、ある種固定資産の陳腐化、繰延費用や繰延利益の不適切な処理などをあげることができる。

「しかし、上記のごとく不手際な会計処理がまったく認められない場合においても、ある会社が、ほかの継続企業に対する持分を公正な価格で取得した時、その価格がその持分の簿価にまったく等しいような場合は、まずまれな事である¹⁴⁾」

そこに、まだ記録されていない特定資産の価値に増減変動があったことが想像される。

(c)は、子会社の簿価と市価との間に特定項目に割り当てるこの不可能な金額のひらきがあり、その金額のひらきの原因を、つきとめるための手段として子会社を監査するとともに評価見積を行なうというのである。さらに子会社の監査および評価見積によっても、なおつきとめられない“金額のひらき”がある場合、すなわち「原価が修正済の簿価を超える場合、この無形の要素がでてくるのは子会社に記録されていない“のれん”があるためか、あるいは子会社が系列化された結果として、のれんを獲得するにいたるためか、そのいずれかである。¹⁵⁾」としている。

デキンソン (Arthur. L. Dickinson) 氏も借方に差額が生じた場合、それに「暖簾」の概念を与えた¹⁶⁾。

すなわち、支配会社の投資勘定の金額が株式取得時、又は支配獲得時における子会社の資本勘定に占める支配会社の持分額を超過する額（借方差額）は、子会

連結財務諸表における会計上の諸問題（2）

社に内在する暖簾に対する支払額であると認識したのである。

かかる借方差額に対して“連結のれん”とする考え方はアメリカ連結会計の、かなりの期間を支配した。

また借方差額とは反対に支配会社の投資原価が子会社資本勘定に占める持分相当額に満たない場合、すなわち貸方差額に対しては、消極暖簾（Negative Goodwill）なる名称を与えたのを機に、借方差額を積極暖簾（Active Goodwill）とよぶにいたったのである。

フィニー（H.A. Finney）教授は、消極暖簾の処理に関する彼の名著“Consolidated Statements for Holding Company and Subsidiaries”において、次のような理論を展開している¹⁷⁾。

- (i) 子会社諸資産が過大評価されている場合には、当該過大評価資産から貸方超過額を控除する。
- (ii) 過大評価が子会社の諸資産全般にわたっている場合には借方差額を資産再評価引当金として連結貸借対照表の貸方に表示する。
- (iii) 仮に子会社諸資産に過大評価の事実がないとすれば貸方差額を資本剰余金に合算する。
- (iv) 他の子会社に対する借方差額（積極暖簾）と相殺する方法をとってもさしつかえない。

以上のようにフィニー教授は、貸方差額の本質的処理法を、その発生原因によって(i) 過大評価資産から控除する方法、(ii) 資産再評価引当金を設定する方法、(iii) 剰余金増加項目とする方法、(iv) 他社に対する借方差額と相殺する方法の4つをかけている。

しかし、借方差額を暖簾として処理し、貸方差額を発生原因によって処理法を異にするという不合理性から後に（1953年～1960年）A. A. A. の原則およびA. I. C. P. A. の原則において借方差額についても、その発生原因の分析結果に基づく異なる処理法をとることの合理性が唱えられた¹⁸⁾。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

借方差額の処理

順位	処理方法	件数
1	子会社資産へ割当	32
2	利益剰余金へ借記	31
3	資本剰余金へ借記	20
4	のれん、その他、無形資産	16
5	投資額超過として資産計上	11
6	取得年度の親会社利益へ借記	4
7	消極のれんと相殺	3
7	繰延資産に計上して償却	3

貸方差額の処理

順位	処理方法	件数
1	資本剰余金として表示	46
2	他社の積極のれんと相殺	34
3	子会社資産から控除	23
4	純資産超過として表示	5
5	再評価剰余金へ計上	1
5	損失準備金として計上	1

A. I. C. P. A 実態調査—1954年（稻垣富士男著「連結財務諸表論」p. 75 より）

上記の実態調査からうかがえるように連結差額の処理法として、いくつかに分かれているが貸借相方の差額を分析して、それに伴った会計処理を行なうことは今や一般化している。

(2) 連結差額の本質的処理について

既述のように、連結差額についてはムーニッツ教授やフィニー教授等によって、その発生原因の分析が行なわれ、それによって会計処理を異にすることの合理性が提唱された。

借方連結差額の発生原因としては次のことが考えられる。

- ① 子会社諸資産が過小評価されている。
- ② 子会社諸負債が過大評価されている。
- ③ 子会社に超過収益力が認められる。
- ④ 資本的支出を収益的支出として処理している。よって、それに伴なう減価償却も過小に行なわれている。

また貸方連結差額の発生原因としては借方差額とは逆に次のことが考えられる。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

- ① 子会社諸資産が過大評価されている。
- ② 子会社諸負債が過小評価されている。
- ③ 収益的支出を資本的支出として処理している。
- ④ それに伴って減価償却の過大計上が認められる。

したがって「資産の過小評価または過大評価の原因によって連結差額が発生した場合には、その連結差額と当該過小評価資産または過大評価資産の額とを相殺することが論理的である¹⁹⁾」

〔設例Ⅳ〕 次のような財産状態にあるA・B両社において下記の問題について処理しなさい。

A社 貸借対照表		B社 貸借対照表	
資産	金額	負債・資本	金額
現金	200,000	買掛金	100,000
売掛金	150,000	借入金	40,000
商品	100,000	減価引当金	10,000
備品	50,000	資本金	300,000
		利益剰余金	50,000
	500,000		500,000

A社 貸借対照表		B社 貸借対照表	
資産	金額	負債・資本	金額
現金	50,000	買掛金	13,000
売掛金	40,000	借入金	4,000
商品	40,000	減価引当金	3,000
備品	20,000	資本金	110,000
		利益剰余金	20,000
	150,000		150,000

問題1. A社はB社資本 ¥130,000 を ¥150,000 で取得し、それによって生ずる連結差額の発生原因を分析したところ、次のことが判明した。よって、その分析結果による適切な会計処理をほどこし、連結貸借対照表を作成しなさい。

- ① B社商品中、委託販売のため積送し、末売却商品 ¥5,000 がもれている。
- ② 備品にほどこした改修代金 ¥8,000 を本来資本的支出をすべきを収益的支出としていた。
- ③ よって、それに伴って備品に対する減価償却が ¥3,000 計上されていない。
- ④ 修正後の差額 ¥10,000 はB社のもつ暖簾に対する支出であると認める。

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

〔解答〕

連結差額の分析結果に基づく仕訳

(借) 商 品	5,000	(貸) 連結調整勘定	20,000
備 品	8,000	建物減価引当金	3,000
暖 簿	10,000		

連結貸借対照表

資 産	金 額	負債・資本	金 額
現 金	100,000	買 掛 金	113,000
売 掛 金	190,000	借 入 金	44,000
商 品	145,000	減価引当金	16,000
備 品	78,000	資 本 金	300,000
暖 簿	10,000	利 益 剰 余 金	50,000
	<u>523,000</u>		<u>523,000</u>

8. 連結調整勘定の本質 (1) 連結差額の発生原因についての項で述べたとおり、ムーニッツ教授は連結差額（ムーニッツ教授は金額のひらきとよんでいる）の原因をつきとめるために子会社を監査するとともに財産の評価見積を行なうとしているが、それが子会社諸資産の評価引上げになるならば我が国の現行法規上からみて、これを是認することはできない。

ムーニッツ教授も「……従来の原価主義にもとづくのではなく、時価をもとにして評価見積が行なわれるかも知れないである。

だが、この場合には、子会社の棚卸記録は従来のように原価で一貫することが望ましいであろう²⁰⁾」とのべているように、これらの修正計算は連結財務諸表上のみで行ない、帳簿価額は原価のまま繰越すことが妥当と思われる。

1972. 3. 31 未完

本文（注）

- 1) 連結財務諸表に関する意見書（以下、単に連結意見書とよぶ）、連結財務諸表に関する諸基準の二連結の範囲「……会社が他の会社の発行済株式総数（議決権のない株

連結財務諸表における会計上の諸問題（2）

式を除く）の過半数の株式を実質的に所有する場合、前者を支配会社といい後者を従属会社という。」。

- 2) 連結意見書、連結財務諸表に関する諸基準の一連結財務諸表の基本原則
- 3) H.A. Finney; *Consolidated Statements for Holding Company and Subsidiaries*, 1922, pp. 74-75
- 4) 連結意見書の一連結財務諸表の必要性
- 5) 拙稿、中央学院大学論叢第六卷第二号「連結財務諸表における会計上の諸問題」―― pp. 182-191
- 6) 連結財務諸表に関する意見書注解（以下、単に意見書注解とよぶ）5. 「支配会社の投資勘定と従属会社の資本勘定の相殺消去について、
- 7) 6)に同じ
- 8) 稲垣富士男著「連結財務諸表論」中央経済社 p. 100
- 9) 連結意見書、連結財務諸表に関する諸基準五、連結貸借対照表の基準の2
- 10) 同上、五連結貸借対照表の基準の3
- 11) 稲垣富士男著「連結財務諸表論」中央経済社 p. 82
- 12) 同上 p. 73
- 13) 白鳥床之助訳注「The Entity theory of Consolidated Statements by M. Moonitz」、同文館 pp. 107-108
- 14) ibid., pp. 108-109
- 15) ibid., p. 110
- 16) Arther, L. Dickinson; "Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Company" Journal of Accountancy, April 1906, pp. 487-491
- 17) H.A. Finney; *Consolidated Statements for Holding and Company*, pp. 74-75.
- 18) 稲垣富士男著「連結財務諸表論」中央経済社 p. 75
- 19) 同上 p. 78
- 20) 白鳥庄之助訳注「The Entity theory of Consolidated Statements by M. Moonitz」 p. 109

参考文献及び資料

- (1) 稲垣富士男著「連結財務諸表論」1970年 中央経済社刊
- (2) 兼子春三著「連結財務諸表制度論」1970年 有斐閣刊
- (3) 富田岩芳、伊藤勝夫共著「連結財務諸表」1967年 日本経営出版刊
- (4) 太田哲三監修「会計全書」1970年 中央経済社刊

連結財務諸表における会計上の諸問題 (2)

- (5) 渡辺進編著「Standard Accounting Dictionary.」1963 中央経済社刊
- (6) 白鳥庄之助訳注「The Entity theory of Consolidated Statements by M. Moonitz」1967 同文館刊
- (7) H.A. Finney; Consolidated Statements for Holding and Company and Subsidiaries. 1922
- (8) Arther, L. Dickinson; Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Company, Journal of Accountancy, April, 1906.
- (9) Eldon S. Hendriksen; Accounting Theory, 1965.
- (10) 朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞等その他